対日直接投資～低い水準にある背景と改善するための課題～（回顧と展望）

増田　耕太郎 *Kotaro Masuda*
（一財）国際貿易投資研究所　客員研究員

要約

- *日本の対内直接投資は、諸外国に比べると依然として低い水準にある。*
- *対日直接投資政策をみると、①第2次世界大戦後の国内産業保護と育成のための「選別的な外資政策」の時代、②「資本の自由化」の時代、③「対外摩擦回避」のための外資政策の時代、④積極的な外資系誘致に「政策転回」の時代をへて、⑤対内直接投資拡大のための「数値目標」の時代、⑥地方が主体の「外国企業誘致」の時代に分けることができる。*
- *対日投資が依然と低い水準にある背景、要因に対する識者の見方は共通している。諸外国に比べ高い法人税率、割高なビジネス・コストなどである。*

  日本はIMDの国際競争力ランキングで59位中14位にあり、「成長するための投資環境条件＝企業立地の優位性」がアジア諸国の中で上位ではない。
- *外資系企業誘致は日本の経済政策の重要な「柱」に位置付けられている。SWOT分析を手掛かりに外資系企業誘致の拡大を考えると、①日本が直面する課題解決につながる分野の奨励、②地方の雇用増加が期待できる外国人観光客の増加につながる非製造業分野の投資誘致、③地方の中小製造業がグローバルなサプライチェーンに参画できる取組に寄与する企業・投資家の誘致、④日本の魅力を強く印象づけ、企業立地につながる新プロジェクトの誘致を図る、ことなどが重要である。*

http://www.iti.or.jp/

1．主要国に比べ依然として低い水準にある対日直接投資

日本の対内直接投資（「対日投資」）は、近隣の主要アジア諸国あるいは先進諸国と比べ低い水準にとどまっている。投資額が小さく見劣りするだけでなく、①対外投資額に比べ極端に少ない。②日本の経済規模に比べ投資残高が少ないので、対内直接投資残高の対 GDP 比が小さい等（別表-1）。こうした特徴は以前から指摘され現在でも依然として続いている。

また、③進出した外資系企業の役割は、日本市場での活動が主体でグローバルに活動する拠点が少ない、⑤外国企業による撤退や売却による資本流出額が相当程度あり、対内直接投資収支（ネット）がマイナスになることがあり、リーマンショック後の投資残高がほぼ横ばいである（注-1）等も指摘できる。

別表－１　対内直接投資の国際比較

	対内直接投資の状況（2013年）							倍率（1993年比）		倍率（2010年比）	
	投資額（億ドル）	投資残高（億ドル）	直接投資収益（億ドル）	残高対GDP比（%）	直接投資収益率（%）	直接投資比率（対外/対内）	直接投資残高比率（対外/対内）	対内投資額	対内投資残高	対内投資額	対内投資残高
日本	**2.3**	**170.9**	**13.0**	**3.49**	**7.6**	**58.93**	**5.81**	**10.95**	**10.12**	**-1.84**	**0.80**
米国	187.5	4,935.2	175.8	29.43	3.6	1.80	1.29	3.70	6.42	0.95	1.44
英国	37.1	1,605.5	72.7	59.95	4.5	0.52	1.17	2.51	8.96	0.75	1.41
ドイツ	26.7	851.5	52.8	23.39	6.2	2.15	2.01	72.56	7.33	0.41	1.19
フランス	4.9	1,081.5	32.2	39.53	3.0	-0.52	1.51	0.30	8.01	0.14	1.09
イタリア	16.5	403.7	13.2	19.49	3.3	1.92	1.48	4.41	7.48	1.80	1.23
中国	123.9	956.8	206.4	10.10	21.6	0.82	0.64	4.50	15.05	1.08	1.63
韓国	12.2	167.4	12.4	12.83	7.4	2.39	1.31	14.68	22.52	1.29	1.25
台湾	3.7	63.4	5.5	12.97	8.6	3.89	3.88	4.02	4.96	1.48	1.01
インドネシア	18.4	230.3	17.4	26.53	7.6	0.20	0.07	9.21	16.43	1.34	1.43
マレーシア	12.3	144.7	18.4	46.21	12.7	1.11	0.93	2.14	7.03	1.36	1.42
シンガポール	63.8	837.7	--	281.15	--	0.42	0.59	13.61	20.11	1.16	1.35
タイ	12.9	185.5	--	47.90	--	0.51	0.32	7.16	13.17	1.42	1.30
ロシア	79.3	575.7	70.2	27.47	12.2	1.20	0.87	65.46	3,146	1.84	1.17
ブラジル	64.0	724.6	27.5	32.25	3.8	-0.05	0.40	49.61	13.27	1.32	1.06
インド	28.2	226.7	12.6	11.74	5.5	0.06	0.53	53.01	90.13	1.03	1.10

出所　国際貿易投資研究所「世界主要国の直接投資統計集　概況編」

２．対日直接投資政策の変遷と直接投資の動き

第２次世界大戦以降の対日直接投資政策の変遷を次の区分に従い簡単に振り返る。

① 『選別的な外資規制』の時代
② 『資本の自由化』の時代
③『対外摩擦回避』のための外資誘致
④『積極的』な外資誘致への政策転換の時代
⑤『数値目標』を掲げた促進策の時代
⑥『地方が主体』の外資系企業誘致

(1)『選別的な外資政策』の時代

対日直接投資が低い水準にとどまってきた背景には歴史的・政策的な要因がある。日本は第２次世界大戦で壊滅的な打撃をうけ脆弱な国内産業を、国際競争にさらすことを避け保護育成することを基本にした。外資法（「外資に関する法律」1950 年）を制定し外国資本の導入を厳しく制限した。経済復興を支えることに役立つ外国資本の導入を許可する『選別的な外資政策』を採用した[注-2]。

外国企業が日本に進出することより、日本企業が外国企業からの積極的な技術導入をし着実に技術格差を埋め、さらに発展させる「道」を選んだ（表-1)。特に、当時の日本メーカーは多額のライセンスロイヤルティと引き替えに、欧米企業からノウハウを含む広範な技術情報の開示を受けたことが役立った。技術導入の中には、その後の日本基幹産業の発展につながっていく技術が多く含まれていた。例えば、50 年代だけでも①ストリップミル方式による平板圧延製品の製造（51 年）、②LD 転炉（56 年）③TV 無線通信機器（52 年）、④自動車制動装置の設計・製造（51 年）、⑤ナイロン（51 年）、ポリエステル繊維（57 年）などである。

表－１　技術導入、外資導入の状況（平均件数、平均投資額）

	技術導入（件数）	（参考）資金外資 100 万$
1950-54	89.2	27.9
1955-59	115.4	143.8
1960-64	407.8	653.0
1965-69	822.0	1,431.7
1970-74	1,676.3	2,868.5

注　各期間中の年平均値を示す
出所　外資導入年鑑、科学技術白書

http://www.iti.or.jp/

(2)「資本自由化」の時代

1960 年代に入り日本経済が活況になると、欧米諸国から貿易自由化とともに資本取引の自由化を求める外圧が強まった。資本取引の規制は 64 年の OECD 加盟、IMF8 条国への移行（64 年）を契機に段階的に自由化を進めていった。

67 年の外為法（「外国為替及び外国貿易管理法」）の第 1 次資本自由化以降、段階的に対象業種が拡大し 73 年の第 5 次自由化により（表-2）、ほぼ 100%の自由化になった。集積回路は 74 年、コンピュータは 75 年、小売業は 75 年に自由化した。

この時期の進出企業例に、銀座に 1 号店を開いた現在の日本マクドナルド（71 年）、紙おむつを日本に紹介した P&G Japan（73 年）、日本で初めてのがん保険の販売が認められたアメリカンファミリー生命保険会社（AFLAC,74 年）などがある。80 年に外資法が廃止され、対日投資が「原則規制、例外自由」から「原則自由」となり政府の外資の受入姿勢は大きく転換した[注-3]。

84 年、経済対策閣僚会議で対外経済対策を決定し、通産省（当時）に対日投資円滑化委員会を設置した。また、JETRO（日本貿易振興機構）に対日投資促進の施策を行なうようにした（末尾別図参照）。

表－２　戦後の外資政策（年表）

1950	「外資法」（外資に関する法律）制定 ～外国投資家による対日直接投資は一般的には禁止され、政府が『優良外資』と判断したものを例外的に認可
1964	（4 月）OECD 加盟 ～対日直接投資自由化の義務を課す
1967	第 1 次資本自由化（6 月）
1969	第 2 次自由化（3 月）
1970	第 3 次自由化（9 月）
1971	第 4 次自由化（8 月）
1973	第 5 次自由化　　対内直接投資について原則的自由化を完了（5 月） （例外 5 業種、期限付き自由化 17 業種（例、集積回路、コンピュータ、医薬品等）を除き、原則として 100%自由化） 【74.12-76.5】期限付き 17 業種の自由化
1975	小売業の自由化により、例外業種は農林水産業等の 4 業種のみ(6 月)
1980	原則自由・最少限規制という方針のもとに、改正外国為替及び外国貿易管理法が施行され、外資法は廃止（12 月 1 日）
1992	外為法の改正（届出制から事後報告制へ）
1998	外為法の改正（通信・放送事業が、事前届出業種から事後報告業種へ変更）

注　通商白書等の各種資料より作成

（3）対外摩擦回避のための外資誘致

1980 年代後半の対日投資自由化は、日本の貿易黒字の増大にともない生じた外国からの対外不均衡是正の要求に応じるものであった。80 年代後半、特にプラザ合意以降の急激な円高を背景に日本の製造企業による海外進出が増加したのに対し対日投資の伸びが小さく内外投資ギャップが問題になった。

日米構造協議や日本 EU 委員会閣僚会議では、投資摩擦の回避の必要性が叫ばれ投資の相互交流の促進が世界経済の調和的な発展に資するとの主張が行われている。

90 年、日本政府は日米構造協議の最終報告（注-4）を受け「直接投資政策の開放性に関する声明」を公表し対日直接投資を積極的に呼び込む方針を明確にした。①外為法の手続の見直し、②日本市場に関する情報提供への支援、③海外企業の事業展開の円滑化を図るための金融上の支援、④取引慣行の透明性が確保されるようなビジネス環境づくりに関わる民間への働きかけの施策の推進をあげている。この声明は、対日直接投資の拡充に向けた日本政府の最初の取り組みといえる（別表-2）。

対日直接投資を歓迎する機運は盛り上がっていったが、外国からの圧力を背景にした貿易摩擦回避のための対応という側面が強く出ていたのは否めない。

しかし、日本経済が低迷し始めると、対日直接投資を日本経済の活性化に積極的に利用する考えが広まった。外国企業の誘致による経済活性化の試みは、欧米諸国が 70 年代以降における伝統産業や基幹産業の衰退に直面し採用した施策である。その考え方を日本でも取り入れる動きが広がったのもこの頃である。

それでも、外国企業が日本で事業を営むには、内外無差別とはいえ大きな障害となる場合が少なくなかった。一例に「大店法（大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律）」による大型小売店舗の開業規制があった（74 年 3 月施行）。大店法の大規模店の出店の抑制効果は米国小売業の進出の妨げになる米構造協議で指摘を受け（90 年）、91 年の法改正で大規模店舗の開店が容易になった。91 年 2 月の「トイざらス」1 号店の開店に来日中のブッシ

http://www.iti.or.jp/

ュ（父）大統領が訪れ、注目を集めた。この例は、外資系企業の進出促進には「規制の撤廃（緩和）」が重要であることを示している。

別表－２　政府の対内直接投資拡充にむけた主な施策

時期	事　項	概　要
1990	直接投資政策の開放性に関する声明	日米構造協議の最終報告を受けた声明。外為法の手続き見直しや、日本市場に関する情報提供への支援などを発表
1994	「対日投資会議」設置	内閣総理大臣を議長とし、対日投資促進政策の立案のための意見集約および関連政策の周知を目的に設置
1995	「対日投資会議声明」発表	諸外国からの対日投資の歓迎を表明するとともに、対日投資促進施策リストを発表
1996	「M&Aに関する対日投資会議声明」発表	国境を超えた企業の合併・買収（M&A）のために企業の事業環境を整備していくことを発表
1999	「対日投資促進のための7つの提言」発表	企業の投資環境の整備ほか、規制緩和だけでなく、学校や医療に関する情報提供など、生活面での問題も踏まえた提言
2003	「対日投資促進プログラム」策定	5年間で対日直接投資残高の倍増の目標を設定。行政手続きの見直し、事業環境の整備（M&A円滑化）、雇用・生活環境の整備、地方と国の体制整備、内外への情報発信の5つが重点分野
2006	「対日直接投資加速プログラム」策定	2010年までに対日直接投資残高を対GDP比率で倍増（5%程度）の目標を設定
2008	「対日投資有識者会議」設置	内閣府大臣政務官を議長とし、対日直接投資が増えない要因及びその構造的背景も含め、対日直接投資促進のための具体的検討を行うために設立
2008	「対日直接投資の抜本的な拡大に向けた5つの提言」発表し、「対日直接投資加速プログラム」を改定	M&Aの円滑化に向けた制度整備、外資規制のあり方の包括的検討など、対内直接投資の拡大のために必要な5項目を整理し、当該提言に基づき、プログラムを改定
2011	「アジア拠点化・対日投資促進会議」設置	内閣府大臣政務官を議長とし、日本の事業環境の魅力を向上させるための制度改革等を盛り込んだプログラムを策定するために設立
2011	「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」策定	2020年までに、①高付加価値拠点の増加、②外資系企業による雇用者数の倍増、③対日直接投資残高の倍増の目標を設定
2012	「アジア拠点化促進法」制定	グローバル企業の研究開発拠点やアジア本社の日本への呼び込みを推進するため、認定要件に該当する企業に対し、法人税負担軽減、特許料軽減等の措置を講ずる
2013	「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」策定	成長戦略の1つとして対内直接投資の増加に言及し、特区制度の抜本的改革、政府の外国企業誘致、支援体制の強化する方針

資料　内閣府「INVEST JAPAN」などを参考に作成。

（4）積極的な外資誘致へ－対日投資会議の設置

日本の対内直接投資が増えたのは90年代後半である。撤退等を含まないグロス表示の投資額は、90年半ばまでは低調だった（図-1）。50億ドルを超えたのは96年度（68.4億ドル）が初めてで、98年度に100億ドル、99年度に200億ドルを超えている。

94年、対外経済改革要綱の閣議決定を受け、首相を議長、経済財政政策担当大臣を副議長とする閣僚レベルの対日投資会議を設置した。会議の設置は、日本政府が対日直接投資に積極的に取組む姿勢を対外的に明確にした。対日投資促進のための新たな政策の立案を行っていく上での意見集約及び関連施策の周知を図るなどを行っている。

「対日投資会議声明」（第2回会議、95年）は、諸外国から日本への対日投資の歓迎を表明するとともに、対日投資促進施策リストを発表した。「M&Aに関する対日投資会議声明」（第3回会議1996年）は、国境を越えた企業の合併・買収（M&A）のために企業の事業環境の整備を盛り込んだ。

対日投資会議の下には関係行政機関や民間企業の代表者からなる専門部会を設け、外国企業が円滑に日本に進出できるための環境整備を図り関係各省と協議を進めていった。専門部会が策定した「対日投資促進のための7つの提言」（第4回会議、99年4月）は、対日投資促進に力を入れることを具体的に内外に示した。

第2、第3回の声明は従来の輸入促進と同列扱いだった対日投資に、より政策に焦点をあて施策を体系化した。

対日直接投資は90年代後半に急増している（表-3）。その特徴には、①非製造業分野が製造業を大きく上回る傾向にある。②背景に金融・保険、通信分野等での規制緩和の進展が外資の参入を促した。③経営不振に陥った日本企業を大型M&Aによる買収が行われている等がある。例えば、ルノーによる日産自動車の買収（2000年）などである。

http://www.iti.or.jp/

表－３　90 年代に急増した金融・保険、通信業の投資

単位：100 万ドル

	85-89	90-94	95-99	2000-04
総額	2,037	3,687	9,636	23,959
製造業	1,235	1,721	3,526	4,357
非製造業	802	1,966	6,110	19,602
金融・保険	114	370	2,151	11,320
通信業	25	45	638	3,940

注　各期間の平均投資額を示す
出所　届出報告統計 (注-5)

(5)「数値目標」の時代　～数値目標を掲げた対日投資方針へ

2003 年 1 月の小泉首相（当時）の施政方針演説で「日本を外国企業にとって魅力ある進出先にするための施策を講じ、5 年後には日本への投資残高の倍増を目指す」ことを表明し、対日直接投資促進に向けた動きは一段と活発化した。なお、小泉内閣の投資残高倍増目標は、ほぼ達成している（表-4-①）。

さらに、2006 年には対日投資加速プログラムで「2010 年までに対日直接投資残高を対 GDP 比率で倍増（5%程度）の目標を設定した。その間の直接投資残高は 2.0 倍になったものの、目標とした対 GDP 比の倍増には届かなかった（表-4-②）。

表－４　直接投資残高の目標の達成度

①【投資残高】

	米ドル建（100 万$）	円貨建（10 億円）
2001	50,319	6,632
2006	107,633	12,803
倍率	2.14	1.93

注　倍率は 2006 年を 2001 年と比べた場合の倍率
出所　財務省

②【対 GDP 比】

単位：%

	米ドル建	円貨建
2006	2.47	2.53
2010	3.91	3.63
倍率	1.58	1.43

注　倍率は 2010 年を 2006 年と比べた場合の倍率

政策目標を掲げての取り組みは安倍内閣でも示している。「世界で一番企業が活動しやすい国」の実現を目指す「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」（2013 年 6 月閣議決定）では、次の目標を掲げている。

① 対日投資残高を 2012 年比で 2020 年までに 35 兆円へ倍増させる。
② 対 GDP 比も 2012 年比で 2020 年に倍増させる。

その実現に向けて次々と施策を打ち出している。

① 産業競争力強化法（2014 年 1 月施行）

② 国家戦略特区法（2013 年 12 月施行）～「国家戦略特区」を活用し、世界で一番企業が活動しやすいビジネス環境を整備する

③ アジア拠点化推進法（「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法」）～日本にグローバル企業の研究開発拠点や統括拠点の立地を図り、新たに研究開発事業や統括事業を行うグローバル企業の支援をする

④ 薬事法の改正、再生医療新法（2013 年 11 月成立）

など。

なお、対日投資残高を倍増させる目標を達成するには、年率で 8.5%の増加（年平均約 1.9 兆円の増加）が必要となるが、2011 年末から 2013 年末の過去 2 年間の伸びは簿価ベースで 1.46%、0.93%、時価ベースでは 10.87%。14.22%であった。

図－１　日本の対内直接投資残高と対 GDP 比の推移

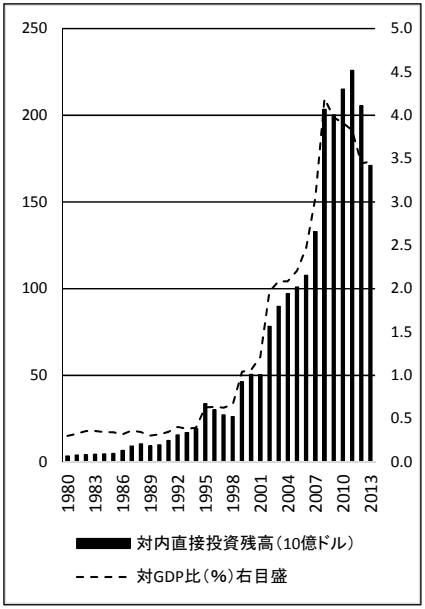

出所　UNCTAD “World Investment Report”

（6）地方が主体の時代　～地方自治体への外資誘致イニシアティブへの移行

国は「地域再生」「地域創生」の下で、対日投資促進を図ることに力をいれている。自治体が外国企業（外資系企業）の立地・進出のための誘致活動に力をいれる取り組みが重要であることは言うまでもない。

http://www.iti.or.jp/

早くから取り組んできた自治体には横浜市、大阪市などがあるが、全国各地で誘致活動に「力」を入れてきたのは比較的新しい。長い間、多くの自治体は、「企業誘致」は「工場用地の販売」と同義語に近く、日本企業の製造業誘致を重視してきた。

ところが最近は、都道府県や政令指定都市を中心に、内外無差別に、アジア企業を含めた外資系企業の立地に積極的である。従来は積極的とは言えなかった非製造業分野、地元有力企業と競合になりかねない分野でも、外資系企業の事業所立地に積極的に変わりつつあることに注目したい。

３．対日投資拡大への課題

対日投資の拡大は政府の経済政策の「柱」に位置づけられている。この方針は今後も変わらないと見込まれる。

対日投資を拡大するための課題は外資系企業の意見や関係機関のアンケート結果等で指摘している内容はほぼ共通する。①諸外国に比べ高い法人税などの実効税率、さまざまな規制、②近隣諸国・都市に比べ割高なビジネス・コストに加え、③円高や高賃金、④日本企業特有のコーポレート・ガバナンスなどがある。

そのために、法人税の引き下げ、規制緩和、などを求める意見も共通する。

規制撤廃（あるいは規制緩和）が対日直接投資の拡大に有効であったのは過去の事例や統計から明らかである。そのために投資や企業立地の阻害要因を除く努力が不可欠である。また、世界の直接投資の潮流が企業のグローバル競争に対処するために国境を越えた M&A が重要な手段となっていることも間違いがない。

そこで、SWOT 分析（表-5）を手がかりに、今後の対日投資を拡大し外資系企業の進出を図るには、どうすれば良いのか考えてみた。

① 日本が直面する課題解決につながる分野の奨励
② 地方の雇用、外国人観光客の増加につながる非製造業企業の 2 次進出を促す
③ 地方の中小製造業がグローバルなサプライチェーンに参画できる取組に寄与する

http://www.iti.or.jp/

④ 日本のインフラ部門への進出
⑤ 日本の魅力を強く印象づけ、企業立地のつながる新プロジェクトの誘致を図る

第1は、日本が直面する課題解決につながる分野について内外無差別に起業化や企業立地を進めていくこと。なかでも日本は高齢化が最も進んでいる『課題先進国』なのだから、健康増進、医療、介護、看護など高齢化に対する課題に取り組むことや、高齢者などの雇用・就業先の観点から外国企業や外国人起業家にとっても活動しやすい環境を整えていく。これらの分野は立地先の住民他の協力なしには成果をあげにくいから、「地域ぐるみ」で住民の生活の「質」向上の視点から取り組みが欠かせない。

その際、日本の弱みとIMD（経営開発国際研究所）が指摘する「政府の効率性」を改善する規制緩和（撤廃）を、より積極的に進めることが重要であることは言うまでもない。

第2が、地方の雇用、外国人観光客の増加につながる非製造業企業の2次進出を促す。近年、アジア等の外国からの観光客の急増で観光地は賑わっている。従来の伝統的な観光地だけでなく全国的な広がりを見せている。これを定着させ外国人観光客～特に宿泊客の増加は、地域の中小規模の非製造業に大きなプラスの影響を及ぼす。そのために、外国からの観光客増加につながるビジネス分野の進出を促す取組が必要だ。なお、雇用者数の多寡よりも雇用の「質」を重視し、女性、中高年者、親の老後を世話するために郷里に帰る人々の雇用先を確保すること等を念頭にそれぞれの地域に応じた就業先を生み出す誘致が必要だ。外資系企業誘致では「企業が国を選ぶ」といわれることが多いが、「地域が企業を選ぶ」との考えから、地域社会の発展にとって最も好ましい分野等に焦点をあてた誘致活動が大切になる。

第3が地方の中小製造業がグローバルなサプライチェーンに参画できる取組に寄与することにつながる取り組み。

各地にある中堅・中小企業のうち、グローバルに通用する技術を持ちながら、広く諸外国を相手にビジネス展開している企業は多くない。だからと言って、自ら外国に生産拠点を持つ海外事業展開をできるほど経済

http://www.iti.or.jp/

的、人的、国際ビジネス経験があるわけでもないから、国内～地方にとどまり厳しい経営環境にあるのが実情である。

表－５　SWOT 分析のイメージ　～　外資系企業誘致の視点からみた整理

			内部環境	
			強み　(S)	弱み　(W)
			・国民全体の教育レベルが高く、国民の頭脳力である「人的資本」が厚い ・全国どこでも、高レベルの『生活』『物流』『教育』『技術開発』など、各種インフラが整備されている ・「食」を含め生活面での「安全」『安心」で暮らす（滞在できる）社会として高い評価 ・周辺諸国に比べ各種「環境」の良さに大きな信頼 ・現場の「匠の技」・サービス分野の「おもてなし」による活動に高い信頼 ・知的財産権保護に対する意識が高く、法整備が進んでいる ・研究開発（R&D)分野の実績、研究開発投資の水準の高さ	・少子化・高齢化が進み長期に渡り人口減少が進む（高齢化率：33.4%（2035年）） ・男女ともに長寿化が進み、2060年には男性84.19歳、女性90.93歳まで生きられる高齢化人口社会が実現、社会福祉に要する財政規模が巨額となる ・周辺諸国・都市に比べ、ビジネス・コストが高い。法人税率等の税負担も大きい。「政府の効率性」に対する評価が低い。 ・IMD等の国際競争力ランキングでみると、企業の立地上「有利」との評価を得ていない。特に東京電力福島原子力発電所の事故以降、電力・エネルギー供給、エネルギー・インフラの評価が急低下している ・数十年以内に大都市圏を含む広い地域で、大災害（地震、津波他）に見舞われるリスクがある
外部環境	機会（O）	・21世紀の経済（生産、消費、経済成長　etc）を牽引する大陸になると見込まれるアジア諸国に近く、アクセスが良い ・近隣アジア諸国の経済発展にともなう所得向上（高所得者層、中間所得者層の厚みが増すこと）が見込まれる ・ アジア諸国からの観光客が 規制緩和の効果もあり、急増している ・2020年東京オリンピック、パラリンピックの開催	***★【強みを活かし機会を得る】*** *～今後も成長・発展が見込まれるアジア諸国とのアクセスの良さ、優位性を生かし、『ビジネス機会を全国に』広げていく* ・アジア企業、アジアの起業家が日本の「もの作り」、「おもてなし」サービスを生かす事業機会を得られる活動基盤（教育、技術習得等の研修を含む）を設ける ・地方の非製造業分野を活性化につながる外国旅行客を受け入れるための非製造業分野の事業所の立地を図る ・大都市圏に限らず全国各地で宿泊、長期滞在につながる各種のサービス業の立地を図る	【弱み－機会】 ***★【※機会を逃しないよう弱みを克服】*** *～ 他国に先んじて高齢化社会となる経験踏まえし、《弱み》をもつ「課題先進国」から《弱み》を克服した『課題解決国」を目指す* ・「医療」「看護」「介護」等の分野の機器やサービス分野での研究開発分野、応用研究分野、サービス活動拠点に外国企業やベンチャー企業を呼び込む ・電力・エネルギー供給不安を軽減するために、日本が得意とする「省エネ」技術分野の投資を促し、研究開発企業の事業化を支援する
	脅威（T）	・地方財政の悪化が進行しているうえに、インフラ（社会資本）の老朽化が進み修復・更新が避けられず、莫大な資金が必要	**【強み－脅威】** ***★【脅威からの影響を最小限にとどめる】*** ・公的部門が担ってきた事業（交通、上下水道等）の民間活用で、外資系企業の参入を促す ・外国企業や民間企業がもつノウハウを活かせるインフラの整備・運営をすすめる（PFI,PPP等の活用）	**【弱み－脅威】** ***★【あえてチャレンジしない】*** ・再生エネルギー開発、インフラ再生分野にも外国企業等が参入しやすい施策をとりいれる

著者作成

また、日本の食材は「安全」「品質」「味」等で定評がある。食材の輸出に限らず、日本の食材を使い地元の加工食品メーカーが委託生産を受注し輸出するための外国の食品メーカーの進出を促すことも取り組んでいきたい試みである。

第4に老朽化が進むインフラ部門への投資に外国企業や民間企業のノウハウを活かす。PFI、既に、水道事業では松山市、広島市、京都市などでは外資系企業が請け負う例もある、

最後に（第5は）、日本の魅力を世界に強く印象付け、外国企業の進出につながるプロジェクトの誘致を図ることである。日本は過去20年以上にわたり物価下落（デフレ）と低成長にあり、IMDの国際競争力ランキングでは1位だった（89～93年）日本が59か国中14位（2014年）と中位の国になっている。

IMDは「競争力」を「成長するための投資環境の条件」と捉え、企業立地としてどの国が優れているかを評価している。日本より上位にあるアジアの国・地域にシンガポール、香港、マレーシア、台湾がある。これは、世界から日本がどのように見られているのかの一端を示している。IMD ランキングに基づく日本の分析を見ると、日本の強みは「研究開発力」である。ところが、その強みを活かす諸条件が整備されておらず、特に対内直接投資の低さは日本の市場の魅力度の低さを端的に示している。

そこで、日本が上位であると理解させるには。評価が低い分野での改善が必須となる。成長戦略に係る諸施策を確実に実行していくことが投資促進につながる。

ただし、そうした取り組みだけでは、おそらく「投資先としての日本」のイメージアップにつながらない。『日本は有望な投資先、進出先』と強く認識させるには、投資環境の劇的な改善に加えインパクトのある世界的なプロジェクトを担う拠点の立地が劇的な効果を持つ。

例えば、宮城県と岩手県の北上山地が最有力候補として世界の専門家が推奨する「国際リニアコライダー」（ILC）の実現である[注-6]。ILCの立地場所に世界の関係研究者が期待している。実現すると世界各国から千人を超える研究者の参加と、研究者

http://www.iti.or.jp/

を支えるスタッフ等および家族を含めると1万人規模の「国際的な研究開発地域」になる可能性を持つ。長期的にはILC関連産業の集積地となり同分野の外国企業の進出が期待でき、宇宙関連の企業や研究機関が集積する地域（“SPACE VALLEY”）の実現も夢ではない。

【注】

1. 【対内直接投資額の流出超過】
直接投資統計（国際収支ベース、ネット表示）では、撤退や売却のよる資本流出額が、資本流入を上回りマイナス（流出超過）となる年が散見される。最近10年間の対内投資総額では2006年、2010年、2011年が該当する。国・地域別や四半期別にみると少なくない数にのぼる。マイナスとなる背景の一つは投資ファンドによる増加が関連している可能性である。投資ファンドは長期にわたって経営することよりも短期間で経営を建て直し投資に見合う収益を短期間で達成を目指す経営行動をとる。その影響が流出超過の一要因と考えても誤りではない。
なお、2010年の対内直接投資額は、流入額が496.41億円に対し流出額が507.39億円あり、10.99億円の流出超過（マイナス）となっている。
2. 【外資法】 戦後の外資に関する法規制は，1950年「外資法」と1949年「外為法」(「外国.為替及び外国貿易管理法」に基づいて行われた。
それ以前は、GHQが戦争中に活動を停止していた外資系企業の自由活動を認め、現在の日本IBM、エクソン・モービル、3Mジャパンなどが事業を再開（あるいは進出）している。３Mは61年、日本IBMは67年に工場を設け生産を開始した。ただし、戦前に進出した多くの外資系企業は日本の戦後復興、その後の貿易・投資障壁、競争企業の発展等を見誤り対日投資を行わなかった。
3. 【改正外資法（1980年）】外資や技術導入を原則的に許可制が届出制になり、1998年に事前の許可届出を原則的に廃止した。
4. 【日米構造協議】 日米構造協議の最終報告書の目的は、対日投資促進ではなく、経常収支黒字の縮小をめざす輸入促進の諸政策にある。
5. 【届出・報告統計】日本の直接投資統計は、①成約時の投資総額で、投資の回収は含まない。②再投資収益を含まない、③不動産を含まない等の特徴がある。

6. （ILC）ILC は宇宙と物質の根源に迫る巨大な実験施設。CERN（欧州合同原子核研究機構）の円型加速器（LHC）の次世代機として、日米欧などの科学者が国際協力による建設を計画しているもので、日本が最有力候補になっている。ILC については、山崎恭平「東北創生、日本再建に“国際リニア・コライダー”（ILC）の誘致決断を」（当研究所　フラッシュ　214 号　2014.11.26）が詳しい。

【参考文献】

1. 「対日直接投資動向をめぐる諸問題」（国会図書館　Issue Brief　No.430）
2. 「対日直接投資の政策動向と経済分析」（天野倫文、2009）
3. 『対日直接投資と日本経済』（深尾京司、天野倫文、2004）
4. 『経済白書』『通商白書』（各年版）
5. JETRO :「世界貿易・投資報告」（各年版）

別図　日本の対内直接投資額・対内直接投資残高の推移

単位：100 万$

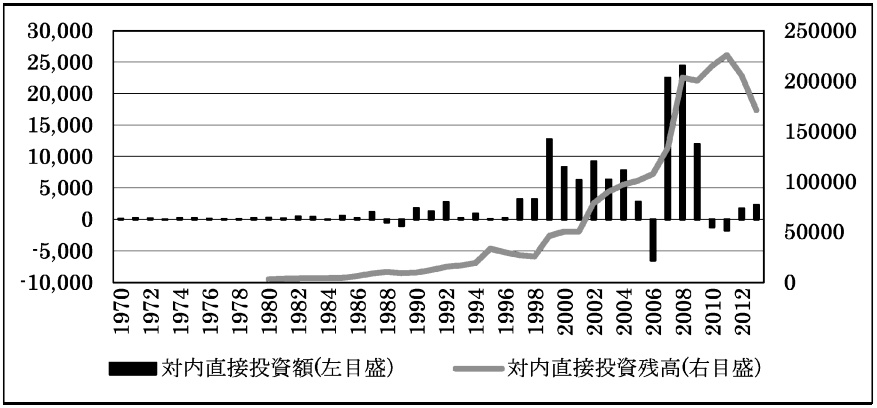

出所　UNCTAD WORLD Investment Report